

令和2年度青森県キャリア形成プログラム（青森県弘前大学医師修学資金貸与者）

1 目的

将来地域医療に従事する意思を持ち、地域枠制度により弘前大学医学部に入学又は編入学し、青森県弘前大学医師修学資金を貸与された地域枠医師のキャリア形成を支援するとともに、青森県の地域医療への貢献との両立を図ることを目的に作成するものです。（医療法に規定）

2 概要

(1) 対象者	青森県弘前大学医師修学資金貸与者
(2) 人数／1年間	AO入試Ⅱ・青森県内枠【①一般枠22名、②特別枠5名】 ③学士枠3名
(3) プログラム対象期間	<p>①一般枠貸与者</p> <p>ア) 医師免許を取得後9年間、青森県内で医師として勤務（県（※1）、医療法（※2））</p> <p>イ) ア)のうち4年間は、「医師少数区域又は、医師少数スポットの医療機関※3」で勤務（医療法）</p> <p>②特別枠貸与者</p> <p>ア) 医師免許を取得後9年間、青森県内で医師として勤務（県、医療法）</p> <p>イ) ア)のうち4.5年間は、「町村立等の医療機関※4」で勤務（県）</p> <p>ウ) ア)のうち4年間は、「医師少数区域又は、医師少数スポットの医療機関※3」で勤務（医療法）</p> <p>エ) イ)のうち2年間は、「町村部医療機関※5」で勤務（県）</p> <p>オ) イ)、ウ)およびエ)については、勤務先により同時に要件を満たすことが可能</p> <p>③学士枠貸与者（※6）</p> <p>ア) 医師免許取得後、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間、青森県内で医師として勤務（県、医療法）</p> <p>イ) ア)のうち、半分の期間は、「県内の自治体立医療機関※7」で勤務（県）</p> <p>ウ) ア)のうち、4/9の期間は、「医師少数区域又は、医師少数スポットの医療機関※3」で勤務（医療法）</p> <p>エ) イ)およびウ)については、勤務先により同時に要件を満たすことが可能</p> <p>※1：「県」とは、青森県弘前大学医師修学資金による要件 ※2：「医療法」とは、医療法による要件 ※3：別表1の医師少数区域又は医師少数スポットに記載されている医療機関 ※4：町村（平成の合併前）が設置した医療機関に、つがる総合病</p>

	院、むつ総合病院、県立さわらび療育福祉センター、県立あすなろ療育福祉センターを加えた医療機関 ※5：町村（平成の合併前）が設置した医療機関 ※6：キャリア形成プログラムとは別に、学士編入学試験出願要件を履行すること ※7：別表1のA群、B群の医療機関のうち、弘前大学医学部（附属病院含む）及び、国立病院機構青森病院を除いた医療機関
(4) 対象診療科	制限なし
(5) 対象医療機関	①医師臨床研修 一般枠、特別枠：県が指定する青森県内の臨床研修病院 学士枠：弘前大学医学部附属病院 ②臨床研修修了後の7年間 原則として、県が指定する青森県内の医療機関

3 キャリア形成プログラム適用までのスケジュール

- (1) 弘前大学医学部入学後、県では、キャリア形成プログラム対象者に対する説明会及び相談会を随時開催しますので、毎回参加してください。
- (2) 6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについての同意を書面にて提出することになります。
- (3) 臨床研修2年目の早い時期に、キャリア形成プログラムコースを作成するため、面談を行います。
- (4) キャリア形成プログラムの満了が、青森県弘前大学医師修学資金の返還免除要件の一つとなります。

4 キャリア形成プログラム策定方針

- (1) 医師少数区域等での義務等従事要件と、対象医師のキャリア形成が両立できるようなキャリア形成プログラムが作成されます。
- (2) 対象医師ごとに、個別の勤務プログラムコースを定めます。
 - ① 弘前大学の講座に所属している者は、本人、講座の教授、県との協議によりプログラムコース（案）が作成されます。
 - ② ①以外の者は、本人、勤務先医療機関の指導医、県との協議によりプログラムコース（案）が作成されます。
- (3) 適用されるキャリア形成プログラム及び、プログラムに基づき派遣する医療機関は、青森県地域医療対策協議会において決定します。

キャリア形成プログラムは、医学部を卒業後、医師として働く期間のうち9年間で、所定の従事要件に基づき、地域医療に貢献していただくよう、作成するものです。

それぞれの医師のキャリア形成に合わせ、随時修正も可能であり、指定医療機関以外での勤務や留学など、本人のキャリア形成上で必要に応じて、連続する9年間とならないことも認められます。

5 義務の履行

(1) 基本プログラム（AO入試Ⅱ：一般枠貸与者の例）

1、2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修	← 専門研修 領域により3年～5年間 →			← サブスペシャリティ研修、指導医等 →			
		うち4年間は医師少数区域又は、医師少数スポットで勤務					

※ 専門医を取得しない場合は、3年目以降は県が指定する医療機関で勤務となります。

※ 専門研修は、どのタイミングで実施することも可能です。

(2) 義務の履行の猶予

①臨床研修

- ・ 県の指定する県内の医療機関が基幹型となるプログラムの臨床研修を基本とします。
- ・ 県の指定する医療機関ではない県内の医療機関が基幹型となるプログラムの臨床研修を選択する場合は、その期間は義務の履行を猶予します。
- ・ 研修中のプログラムにおいて、県の指定する医療機関ではない医療機関において研修を行うことが必要な場合、その研修期間は義務の履行を猶予します。

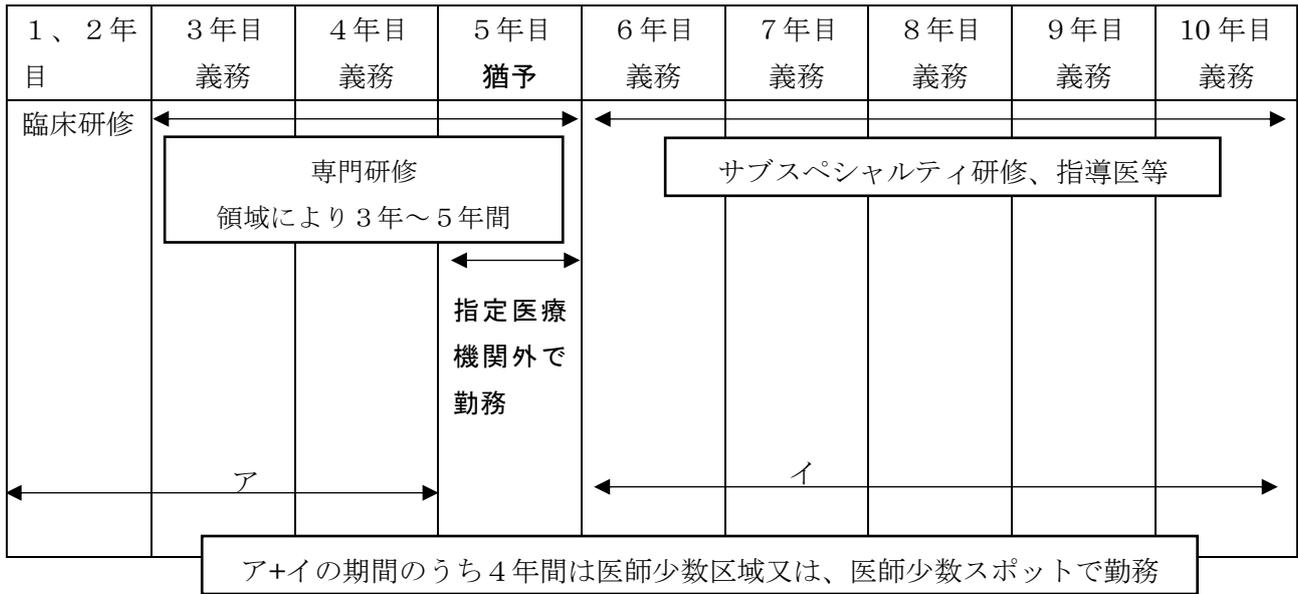
②専門研修、専門研修サブスペシャリティ研修

- ・ 県の指定する県内の医療機関が基幹施設となる専門研修プログラムでの研修を基本とします。
- ・ 研修中のプログラムにおいて、県の指定する医療機関ではない医療機関（連携施設）において研修を行うことが必要な場合、その研修期間は義務の履行を猶予します。
- ・ 県の指定する医療機関ではない県内の医療機関が基幹施設となる専門プログラムを選択する場合は、その期間は義務の履行を猶予します。

③大学院

- ・ 弘前大学大学院医学研究科に進むことも可能です。
- ・ 社会人入学の場合で、県の指定する医療機関で引き続き勤務する場合は、義務履行としてカウントされます。
- ・ 学位取得の必要上、国内および海外短期留学や、研究専念などにより、医師として勤務を継続することが一時的に困難な場合、その期間は義務の履行を一時中断※（3）します。

<猶予のイメージ>



(3) 一時中断

理由	手続き	中断期間
育児	育児休業（産前産後休暇は、義務履行に含む）	休暇取得可能期間を上限とする
県外の医療機関での研修・海外留学	本人、所属講座で研修先等を検討し、青森県地域医療対策協議会で承認	1年ごとに、青森県地域医療対策協議会で承認
その他特別な事情	本人からの申し出をもとに、青森県地域医療対策協議会で承認	

- ※ 一時中断を希望する場合は、事前に、青森県地域医療支援センターに理由書を提出してください。
- ※ 一時中断事由が虚偽であることが判明した場合には、違約金を科した上で、即時にキャリア形成プログラムに基づく就業を求めます。（国指針）

(4) キャリア形成プログラムの変更

各人のキャリアプランの変更の希望、予期していなかった事項のためプログラム継続が困難の場合、青森県地域医療対策協議会で協議の上、プログラムの変更が可能です。

(5) キャリア形成プログラムの解除

特別な事情があり、例外的にこれに応じることが適当と認められる時は、青森県地域医療対策協議会で協議の上、国に協議し、認められた場合に限り、中途解除することができます。

- <別表1> 青森県地域医療対策協議会が定めるキャリア形成プログラム義務履行可能医療機関
- <別表2> 県が指定する県内の基幹施設の専門研修プログラム一覧
- <別表3> 診療科別キャリア形成プログラム